

会議録

会議の名称	令和7年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会	
日 時	令和7年8月8日（金） 午後1時30分から	
会 場	東大和市役所会議棟	
出 席 者	運営協議会委員14名（欠席2名、欠員1名） 保険年金課長 事務局3名 合計18名	
公 開 等	会議録等の全部 秘密会の議決 有・無	
非公開	有・無 非公開議決 一部	
傍聴人	有・無	
配布資料	別紙のとおり	
会議次第	日程第1 職務代理の選任について 日程第2 子ども・子育て支援金制度の導入に伴う令和8年度東大和市国民健康保険税の税率等について 日程第3 その他	
会議の記録	別紙会議録のとおり	
備 考		

尾崎会長	<p>それでは皆さんこんにちは。会議を始めたいと思います。事務局からご報告をいただきたいと思います。</p>
吾郷課長	<p>改めまして委員の皆様、こんにちは。保険年金課長をしております吾郷と申します。私から事務局の異動等、報告をさせていただきます。</p> <p>委員の交代につきまして、2名の方が交代されましたので、ご報告させていただきます。お手元に当協議会委員の名簿をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。お一人目ですが、被用者保険等保険者代表でございました古川浩二委員が令和7年6月30日をもちまして、健康保険組合の理事を退任されました。このことに伴いまして、委員を辞任されております。後任につきましては、現在、東京都被用者保険等保険者連絡協議会へ推薦依頼をしております。新たな委員の就任手続きを進めておりますので、ご報告させていただきます。お二人目ですが、公益代表でございました木下富雄委員が、令和7年5月23日付で辞任をされました。後任につきましては、本日ご出席いただいております、押本修委員に令和7年5月23日付で、就任をご承諾いただいております。任期につきましては、前任者の残任期間である令和9年3月31日までとなってございます。</p> <p>続きまして、委嘱状の交付を行わせていただきます。本来であれば、市長から委嘱状を交付するところでございますが、本日、他の公務等によりまして、恐縮ですが私が代役を務めさせていただきますので、ご了承願います。</p> <p>(委嘱状の交付)</p> <p>押本委員から一言ご挨拶お願ひいたします。</p>

	(委員より挨拶)
吾郷課長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。初めに、令和7年4月に組織改正がありました。保険年金課が属する部は、「健幸いきいき部」という部の名称でしたが、「健幸福祉部」という名称に変更になっております。また、健幸いきいき部長であった川口でございますが、役職定年となりました。本年度4月から、新たに健幸福祉部保険担当部長に関根が着任しております。本日は所用で欠席させていただいておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
	(担当職員の紹介)
尾崎会長	<p>本年もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは皆さん、早速会議に入らせていただきたいと思います。まず、議事に入ります前に、事務局から本日の出欠状況の報告をお願いいたします。</p>
吾郷課長	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数16名中、出席委員14名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づき、委員定数の2分の1以上の出席があり、また各区分から1名以上の出席があることから、会議は成立しております。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは次に議事録署名人の指名をさせていただきます。</p>
	(議事録署名人の指名)
	<p>それでは、お手元にお配りしております資料に基づいて進めさせていただきたいと思います。</p>
	日程の第1としまして「職務代理の選任」についてでござい

	ます。事務局から説明をお願いいたします。
吾郷課長	(職務代理の選任について説明) (職務代理について選任) それではご承認いただきましたので、押本委員に職務代理をお願いします。改めましてご挨拶をお願いします。 (職務代理より挨拶)
尾崎会長	どうもありがとうございました。それでは日程の第2に移らせていただきます。「子ども・子育て支援金制度の導入に伴う令和8年度東大和市国民健康保険税の税率等について」事務局からご説明をお願いいたします。
吾郷課長	それでは「日程第2 子ども・子育て支援金制度の導入に伴う令和8年度東大和市国民健康保険税の税率等について」です。資料の1、「子ども・子育て支援金制度の創設の趣旨」について、ご説明させていただきます。国の通知によりますと、国は、子ども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て施策の全体像の費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することといたしました。つまり、子ども未来戦略に基づきまして、国は子ども・子育て施策の児童手当などの給付の拡大を図りたいと考えております。その財源は、医療保険の保険税から徴収する仕組みを作りました。 2番目になりますが、「子ども・子育て支援金制度の基本的

な制度設計」についてです。1の制度の創設についてです。先程の説明と重複となります、全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設し、政府は、支援納付金対象費用に充てるため、毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収することになりました。我々、国民健康保険を始めとする全医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことになります。支援納付金の目安ですが、国は、医療保険者全体で試算した額を提示しております、令和8年度は約6,000億円、令和9年度は約8,000億円、令和10年度においては約1兆円と段階的に上げて徴収する予定を立てております。

次に2になりますが、国が示す国民健康保険（市町村国保）の試算額についてです。国の試算によりますと、国民健康保険加入者の一人当たりの子ども・子育て支援金額についてであります、令和8年度は一人当たり年額3,000円、一世帯当たりで計算しますと4,200円と見込んでおります。また、令和9年度は一人当たりの年額は3,600円、一世帯当たりでは5,400円、令和10年度は一人当たりの年額は4,800円、一世帯当たりで7,200円と見込んでいるところでございます。

続きまして、3の保険税の新区分についてです。令和7年度までの保険税の区分は、①基礎分、いわゆる医療分と言われるもので、②として後期高齢者支援金分、③として介護納付金分、この3区分でございました。令和8年度からは、この3区分に、子ども・子育て支援金分が新設されることとなっており

ます。

次に、4の18歳未満に対する支援金の措置についてです。

国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じることとしています。つまり、高校生世代以下の被保険者の均等割、この部分については10割分軽減を適用することで、負担が発生しないよう考えてございます。

最後に、軽減措置・賦課上限についてでありますと、現行の3区分についての一定の所得に応じた7割・5割・2割の軽減措置があり、一定の限度額が設けられているところですが、子ども・子育て支援金につきましても、現行の3区分と同様に、これらの軽減、限度額を設けて実施することを考えてございます。

最後になりますが、2ページ目をご覧ください。税率改定等のスケジュールの概要（案）でございます。スケジュールの上段が、当協議会のスケジュール案となっております。例年の保険税率の改定に準じるスケジュール案を作らせていただいております。11月になりますが、東京都から仮係数に基づく、東京都に納める納付金額が提示されます。そして来年の1月中旬になりますが、確定係数に基づく情報提供がありまして、その情報に基づいて、保険税率の案を策定いたします。その案を、同時期に国民健康保険運営協議会を開催させていただき、保険税率等の諮問をさせていただきたいと考えております。諮問後、1月下旬から2月上旬にかけて、再度会議を開催させてい

	<p>ただいて、 諮問に対する答申をいただきたいと考えております。非常に、 委員の皆様にとっては、 タイトなスケジュールになりますが、 日程調整や審議等について、 ご協力をお願いしたいと考えておりますので、 よろしくお願ひいたします。日程第2の説明については、 以上です。よろしくお願い申し上げます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。このことにつきましては、 皆様方からご意見を賜りたいと思います。ご意見のある方は、 挙手の上、 よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>一般的なことですが、 1ページ目の、 子ども・子育て支援金制度の創設の趣旨の中で、 3行目、 こども・子育て施策の全体像の費用負担の見える化とは、 これは具体的に何をしようとしているのですか。見える化、 とよく言葉では出てくるのですけれども、 具体的にこれは何をしようとしているのですか。</p>
吾郷課長	<p>こちらの見える化についてですが、 先ほど申し上げた、 支援納付金の目安、 こちらの見える化と捉えてございます。</p>
委員	<p>わからないところが、 わかりました。</p>
尾崎会長	<p>私から聞きたいところがあるのですが、 この資料を作成していただいた、 東大和市国民保険税の税率等というタイトル、 日程第2の3枚については東大和独自で作ったものですか。それとも、 東京都全体のモデルがあって、 それに基づいて東大和市を入れただけでしょうか。</p>
吾郷課長	<p>この資料は、 国が示した制度を東大和市として皆様に報告用として作させていただいております。この内容としては国が示したものになっております。</p>
尾崎会長	<p>見える化と言っても、 わかりづらいですね。また令和8年度が年額1人3,000円、 18歳以下は恐らく無料ですけれど</p>

	も、これは大人には掛かっているという感じでよろしいですか。
吾郷課長	こちらは国が国保全体を考えた年税額でございまして、東大和市に当てはめた時に、これがいくらなのかというのは、今は予測ができないところです。
尾崎会長	他にございますか。
委員	主婦の立場から言っても、保険税が大変だということはよく話題にもなるのですけれども、その中で、子どものための、未来の子どものためにということだと、もう仕方ないとなってしまうので、決して万歳して、喜んでお金を出しますよ、負担しますよということではないということだけは、わかってもらいたいなと思います。以上です。
尾崎会長	それでは、他はございますか。遠慮なくお願ひしたいと思います。よろしいですか。なければ、「日程第2 子ども・子育て支援金制度の導入に伴う令和8年度東大和市国民健康保険税の税率等について」を終了とさせていただきます。
	それでは、「日程第3 その他」として、事務局から何かございますか。
吾郷課長	私から2点ご報告をさせていただきます。まず1点目についてですが、国民健康保険税の水準の統一について、お話しさせていただけたらと思います。これは都内のどこの自治体に住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、保険税、保険料は同じ状況になるというような考え方のものでございます。国におきましては、「保険料水準統一加速化プラン」を作成しております、令和15年度までに、完全統一へ移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までに、保険料水準の完

全統一を目指すというプランを立てております。東京都においては、まずは令和12年度中に、各区市町村が東京都に納める納付金、この納付金に医療費水準を反映させない、納付金ベースの統一を目指し、その後、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば保険料を統一する、完全統一を段階的に進める予定を考えております。このような動向につきましても、子ども・子育て支援金制度の中で、踏まえて考えなければならないと考えてございますので、情報につきましては、隨時ご報告をさせていただきたいと思っております。

2点目は、資格確認書と資格情報のお知らせについてであります。令和6年12月2日から、マイナ保険証を健康保険証として利用することを基本とする仕組みに移行いたしました。その後、引き続き紙の保険証は使用できたところでございますが、当市においては、9月末にこの有効期限を迎えることになります。このことから、この有効期限が切れる前に、新たな書類を送付する必要がございまして、7月に、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を送付させていただきました。資格確認書についてですが、こちら、台紙に貼り付いたままのものでありますが、従来の保険証と変わらないものとなります。マイナ保険証の利用登録をされていない方に関しましては、こちらをお配りさせていただいております。次に、資格情報のお知らせです。こちらはマイナ保険証をお持ちの方に交付するもので、マイナ保険証に登録されているご自身の被保険者の資格情報、負担割合、適用開始年月日などがわかる書類となっております。マイナ保険証だけお持ちで医療機関にかかることは可能ですが、例えば医療機関でカードリーダーの不具合があった

	<p>時に、マイナ保険証が使えないケースがございます。その時には、書類を持って行っていただいて、両方合わせて医療機関で受診できることになっております。A4で大きいのですが、切り取っていただいて、カード型でお持ちいただく部分も作っております。これをお持ちすることで、受診できるものを送付させていただいております。こちらも7月中に送付させていただきます。</p> <p>尾崎会長 どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、「その他」につきまして、皆様から何かございましたら、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしければ、日程第3を終了とさせていただきたいと思います。本日の会議は、ただ今を持ちまして、終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>
--	---